

平成30年度

松ヶ丘小学校いじめ防止基本方針
(H30.9.1改定)



守谷市立松ヶ丘小学校

松ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針

平成30年9月1日施行
松ヶ丘小学校生徒指導委員会

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。

この基本方針は、いじめ問題を克服するために、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校としての基本方針、活動計画を協議し策定したものである。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは全ての児童に関する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いように、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、教育委員会、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服しなければならない。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策会議

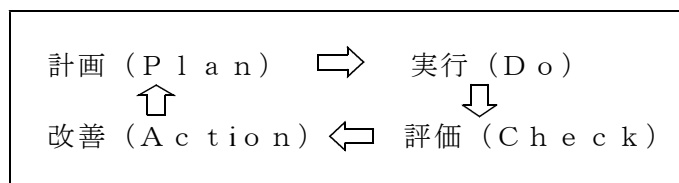
本校は、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、対応を実効的に行うため、いじめ問題の中核となる常設の組織として「いじめ対策会議」を置く。

いじめ対策会議の構成員は校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、いじめを発見した教師、いじめの当事者（被害・加害）の担任とする。

またこの会議が必要と認めた場合は、学校カウンセラー等の心理専門家、児童相談所職員等の福祉専門家、医師、弁護士、警察官経験者等の外部専門家を加える。

(2) いじめ対策会議の役割

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時に、緊急会議を開き、情報を共有し、関係児童への事実関係の聴取、指導体制・対応方針の決定、保護者との連携などを実施する。
※ いじめ対策会議は、的確にいじめに関する情報を収集、記録、共有し、それを基に組織的に対応しなければならない。このため教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを全てこの組織に報告・相談しなければならない。特にいじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要である。
※ いじめ対策会議は、取組がいじめ防止基本方針通りに進んでいるかをチェックし、計画を修正しなければならない。（PCDAサイクルで）



(3) 開催

月1回のいじめ対策会議を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

(4) 議事録

いじめ対策会議の議事録を作成し、全職員で共有する。いじめの報告とともに教育委員会に提出する。

4 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法第2条（簡潔に表現したもの）

学校の児童と一定の人間関係にある他の児童が心理的、物理的な影響を与える行為であり、（インターネットで行われるものを含む）被害児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、塾やスポーツ少年団などでの人間関係も含む。
- ※ けんかは除くが、外見的にけんかに見える場合も、児童の感じる被害性に着目して見極めることが必要。

（例）インターネットで悪口を書かれた児童がいたが、本人が知らない場合など、児童が心身の苦痛を感じるに至っていないケースも、加害児童については適切な指導が必要である。

- ※ いじめられた児童の立場に立って、いじめにあたと判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

（例）好意から行った行為が意図せず、相手の児童に心身の苦痛を与えてしまったような場合には、好意で行った児童に悪意はなかったことを十分加味した指導をする必要がある。

(2) いじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

- ※ これらの中には犯罪行為と認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれ・無視・陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と共に、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

「暴力を伴わないいじめ」について、小4から中3までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活などの所属集団の問題としていじめを「観衆」としてはやし立てたり、「傍観者」として暗黙の了解を与えることも大きな問題であり、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成することが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

① 基本的考え方

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。

〈未然防止の基本〉

ア 児童が周囲の友達や先生と信頼できる関係の中で、安心、安全に学校生活を送ることができる。

イ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、学級集団づくり、学年集団づくり、学校づくりを行う。

ウ 児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土を築く。

エ 日常的に児童の行動の様子を把握し、定期的なアンケート調査、児童の欠席日数などを分析し、児童のもつ問題を把握する。

② いじめ防止のための具体策

ア いじめについての共通理解を図る

- ・教職員全員が「いじめ」の態様や特質，原因・背景，指導上の留意点について，職員会議や校内研修で共通理解を図る。校内研修は，校内で起きた具体的な事例で研修を行ったリ，文科省や県で主催する研修講座を利用して行う。
- ・児童に対して学級活動や全校集会などで校長や教職員が日常的にいじめの問題に触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との理解を促し，雰囲気醸成していく。

イ いじめに向かわない態度・能力を育成する

- ・教育活動全体を通じた道徳教育の充実により，人を思いやる心，人権を大切にすることを育む。
- ・体験活動の推進により，社会性を育み，他人の気持ちを共感的に理解し，自他の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を養う。
(例) 社会性を育む例として「ソーシャルスキル・トレーニング」「ピア（仲間）・サポート」などがある。

ウ いじめが生まれる背景を理解し，指導に配慮する

- ・いじめ加害の背景には，「勉強や人間関係のストレス」が関わっていることを踏まえ，授業についていけない不安や劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたり分け易い授業を行う。
- ・児童の人間関係を把握して，一人一人が活躍できる集団作りを進める。
- ・ストレスを感じた場合でも，それを他人にぶつけるのではなく，運動や読書等で発散したり，誰かに相談して適切にストレスに対処する力を育む。
- ・教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，いじめを助長したりすることがある。「いじめられる児童にも問題がある」などの発言は加害の児童や周りで見ている児童を容認し，被害児童を孤立させ，いじめを深刻化することになるので十分に注意する。
- ・発達障害のある児童については，児童を良く理解し，状況をよく知った上で適切に指導する。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・全ての児童が認められているという思いを抱くことができるように，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を与え，児童の自己有用感を高める。
- ・教師だけでなく，家庭や地域の人々から認められる機会を与える。
- ・困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的につくり，自己肯定感を高める。

オ 児童がいじめについて学び，取り組む

- ・児童自らが，主体的にいじめの問題について学び，考え，いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。ただし，教師主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり，一部の役員だけが行う活動に陥ったりしないように教師は陰で支える役割に徹する。
(例) 児童委員会によるいじめ撲滅宣言や「Moriyaきらめきフォーラムへの参加」，オレンジリボンキャンペーンなど

カ 情報モラル教育を推進する

- ・担任が携帯，ゲーム機，パソコンの使い方，ルールについて指導する。
- ・外部講師を招いて携帯電話教室を開き，親子で携帯，ゲーム機，パソコン等の使用上のルールやネットいじめについて学習し，情報モラルを高める。

(2) 早期発見

① 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われるなど，大人が気付かなく，判断しにくい形で行われる。よって些細な兆候であってもいじめではないかという疑いをもって，早い段階から複数の教師で関わり，いじめを見逃さないようにする。

日頃から児童を見守り，信頼関係を築くことに努め，児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。また，教師同士が積極的に児童の情報交換を行い，情報を共有することが必要である。

指導に困難を抱える学級では，暴力を伴わないいじめの発見がさらに難しくなることに留意する。また暴力を振るう児童のグループ内でのいじめは被害児童からの訴えがなかったり，周りの児童も恐れて訴えないこともあるので，留意する。

② いじめの早期発見のための具体策 【早期対応】【抱え込みの禁止】【組織で対応】

ア いじめ把握に特化したアンケートを毎月第1週目に実施する。何か問題がある児童については、被害児童、加害児童に対してすぐに教育相談を実施し、実態を把握する。被害児童、加害児童と面接ができなくても、電話、家庭訪問等で必ず話を聞き、学校生活アンケートを実施したその日のうちに管理職まで報告する。

<留意点>

*アンケートで訴える場合は教師に対する信頼感がある児童に限られるので、アンケートで訴えてこない児童もいることに留意する。

イ 月1回生徒指導部会を行い、各学年の問題について共通理解を図る。

いじめ問題も含め、児童の様々な問題について報告し合い、学校全体で共通理解を図る。生徒指導部員は会議後、話し合った内容を自学年に伝える。重要な案件が生じた場合はすぐに部会開き、対応を協議する。

ウ 職員集会において、いじめの問題も含めた学級の問題について報告し、全職員で共通理解を図る。問題だけでなく、児童の良さも報告することにより、学校全体で互いに認め合う雰囲気醸成していく。

エ 定期的な教育相談を実施する。

年間計画の中に全児童対象の教育相談期間を設け、児童のもつ悩みを把握する。

<留意点>

*児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」等と悩みを過小評価したり、真摯に対応しなかったりしてはならない。

オ 担任は日頃から児童の様子を観察し、気になる児童に対し、随時教育相談を実施する。休み時間の児童の様子を観察したり、雑談の中の児童の情報を掴む。

<留意点>

*把握した児童の問題は担任が抱え込むことなく、すぐ学年主任に報告、相談し、学年で協議して対応し、状況を管理職まで共有する。

カ いじめチェックリスト（児童用・保護者用）を活用する。

- ・気になる児童に対し、チェックリストで観察し、問題の早期把握に役立てる。
- ・保護者用のチェックリストを活用して家庭と連携して、児童を見守る。

キ 養護教諭やスクールカウンセラー等に相談できる体制を整備する。

- ・保健室の養護教諭、定期に来校するスクールカウンセラーや教育相談員にも相談できることを児童に周知し、担任以外にも相談できる体制を整える。

(3) いじめに対する対応

① 基本的な考え方

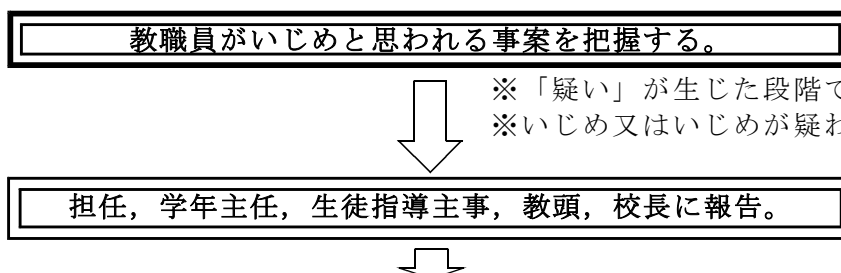
いじめは、絶対にやってはならないことである。被害児童の心身の安全を確保した上で、加害児童に対し十分な教育的指導を行い、本人が自分がしたことを反省するに至るまで指導することが肝要である。これにより、次のいじめが防止されるだけでなく、十分に反省した加害児童は、いじめを止める側に成長する可能性があるからである。

加害児童が自分のやったことを隠したり、嘘をついてごまかしている状況ではいじめは全く解決していない。その児童が何故いじめを行ったかを十分に分析した上で、あらゆる方法で本人に反省を促さなければならない。

② いじめ対応の具体的手順

教職員が「いじめがある」と判断した場合、直ちに把握した事実を担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に報告する。そこでいじめ対策会議を開き、いじめ事案解決のため、被害児童、加害児童に対する指導を協議する。この時、いじめの正確な実態把握のため、事実調査についての計画も立てる。

《いじめを解決していく手順》



※「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
※いじめ又はいじめが疑わしいと判断

いじめ対策会議を開く。
指導を協議し、計画を立てる。

ア 被害児童の心身の安全を確保する。

- ・被害児童の心のケアを行う。
- ・加害児童を別室登校，又は出席停止にする。

イ いじめの事実調査を行う。

- ・被害児童，加害児童，関係児童に対し個別に1人に対し複数の教員で聞き取り，記録する。
- ・事実をあらゆる方向から網羅的に収集する。

ウ いじめの背景，原因を分析し，被害児童の支援，加害児童の指導の計画を立てる。

- ・情報を総合し，いじめの因果関係を分析する。
- ・児童が安心して学校生活ができること，加害児童が十分に反省し，再び繰り返さないことを念頭に計画を立てる。

エ 教育委員会に事実を報告する。

- ・被害児童の保護者には，学校が把握した事実とどのように收拾しようとしているかを伝える。

オ 被害，加害児童の保護者に事実を適切に伝え，指導のための協力を得る。

- ・加害児童の保護者には，事実と本人を反省に向かわせ，立ち直らせるための指導に協力をお願いする。

カ 計画に基づき，被害児童の支援，加害児童の指導を行う。

- ・加害児童が十分に反省できた時点で，被害児童に謝罪し，関係を修復する場面を設定する。

キ いじめの被害者，加害者の状況をよくみて，最終的な解決の方法を計画する。可能な場合は，被害児童・保護者，加害児童・保護者，教職員が一同に会し，いじめ関係者会議を開き，事態を收拾する。

- ・事態の收拾が図れるよう十分に話し合いの進め方を協議し，不測の事態にも備える。
- ・事前に両保護者に会の進め方を伝えておく。
- ・いじめの事実，背景，原因を共通理解し，被害児童，加害児童の今後の健全な成長を目的に話し合う。
- ・謝罪の場を設定する。

ク いじめの起こった学級への指導を行う。(必要な場合は学年にも)

- ・いじめの実態を踏まえて適切な指導を行う。特にいじめをはやし立てる等して同調していた児童，また傍観していた児童に自分の問題として捉えさせ，十分に反省させる。
- ・学級全体でいじめについて話し合い，どのようにすれば防げるかを主体的に考えさせる。

ケ 被害児童，加害児童に対して継続観察，支援，指導を行う。

- ・いじめ解消には，対応指導後，概ね3ヶ月が必要であることを再認識しいじめを受けた児童のカウンセリングや経過観察を継続する。

コ 警察等，関係機関と連携し対応する。

- ・犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては，教育委員会及び警察署等と連携し，適切に対処する。



サ いじめ解消について判断する。

- ・いじめ解消は、児童本人が心身の苦痛を感じていないことを「児童」と「保護者」に面接等で確認する。
- ・「いじめ関係者会議」で協議し、「解消」と判断する。
- ・解消と判断した後も継続して観察を継続していく。

③ 記録及び保存について

アンケートや聞き取りの状況を記録した文書等は、5年間保存する。

④ ネットいじめに対する対応

インターネット上に友達の悪口や個人情報を書き込む等のいじめについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに依頼し、違法な情報発信を停止させたり、情報を削除してもらおう。なお、悪質な場合は所轄の警察署に通報し、協力を依頼する。

ネット上のいじめを早期に発見する方法として、学校ネットパトロールがあるが、パスワード付きのサイトやSNS、携帯電話メールを利用したいじめは発見しにくいいため、情報モラル教育を推進することが必要である。

(4) 外部組織との連携

① 学校外の相談期間等の周知

各種たよりやホームページ等でスクールカウンセラーや市総合教育支援センター相談員の来校日及びいじめに関する相談機関を周知する。

② 警察との連携

ア スクールサポーターの活用

加害児童の指導に関する助言、暴力的な児童への注意、説諭を依頼する。

イ 非行防止教室（いじめ防止）を警察に依頼する。

ウ 重大事態の場合に組織に第三者の構成員として入ってもらう。

③ 児童相談所との連携

いじめの背景に非行や家庭の困難がある場合、学校の相談に応じる。

※ 被害児童の相談、加害児童の相談

※ 児童相談所と連携する場合は役割分担を十分に協議し、保護者に児童相談所の働きを十分に説明しておく。

④ 市の児童福祉課との連携

学校と児童相談所、民生委員、警察、医療機関等との連携に協力を依頼する。

6 重大事態が起きた場合の対応

(1) 重大事態の意味

① いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

ア 児童が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合など

② いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席する可能性がある場合。

相当の期間とは不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、目安に拘わらず、重大事態と判断し、調査を行う。

③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

その時点で学校が「重大事態ではない」と判断していても、重大事態が発生したものとして報告・調査を行う。

(2) 重大事態に対処する組織

いじめ対策会議が、重大事態と判断した場合は、いじめ対策会議の構成員に次の者を加えて「重大事態対策会議」を置く。

次の者とは弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門知識・経験を有する者であり、なお且ついじめ事案に利害関係をもたない第三者である。これは重大事態の調査において公平性・中立性を確保するためである。

(3) 重大事態発生時の対処

児童が自殺を図ったり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、守谷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることが重要である。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

教育委員会や学校にとって不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、教育委員会や学校は必要な機関に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、再発防止に取組まねばならない。

① いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

ア 被害児童から十分に聞き取る。

イ 学級児童や教師に質問紙調査や聞き取り調査を行う。

（留意点）被害児童や情報を提供した児童の安全を守ることを最優先とする。

② いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

入院や死亡などで被害児童の聞き取りが不可能な場合、被害児童の保護者の要望・意見を十分に聴取して調査を行う。在籍児童や教職員に質問紙調査や聞き取り調査を行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

自殺という事態が起った場合は、自殺の防止に役立てるために自殺の背景調査を実施する。

死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮しながら行う。

いじめが自殺の原因と疑われる場合は「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（文科省）を参考にする。

(5) 調査後の事態収拾

調査結果に基づき、重大事態対策会議は事態収拾の計画を策定し、教育委員会に報告する。教育委員会の指導の下に計画を実行し、事態を収拾する。具体的には、(3) いじめに対する対応の②いじめ対応の具体的手順にそって、重大事態対策会議で十分に議論を尽くして、一つ一つ対応策を決め、組織で実行する。

(備考)

H29. 3 国のガイドライン改定（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン）に伴う見直し
…H29.8.31（H29.9.1より施行）

H30. 7 不登校重大事態の調査に係る調査の指針及びいじめに係る重大事態の捉え方についての見直し
…H30.6.30（H30.7.2より施行）